

工. 特例対象被保険者

■倒産・解雇及び雇い止めなどの理由により離職し、雇用保険を受給されている方（特定受給資格者・特定理由離職者）は、届出により**所得割額**が軽減されます。

対 象 者	下記の①と②を両方満たす方が対象になります。 ①離職時の年齢が 65 歳未満の方 ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由のコードが、 11、12、21、22、31、32：特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）または 23、33、34：特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）で、失業給付を受ける方
軽 減 額	前年の給与所得額を 30/100 とみなして年間の保険税を算定（※離職した方の所得のみ）
軽 減 期 間	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間
届出に必要なもの	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

オ. 災害等により資産に重大な損害を受けた場合や事業もしくは業務の休廃止により収入が著しく減少した場合等、特別な理由で生活困窮の状態が継続している方

■災害にあった場合や、生活保護受給者と同等の状況である方などで、一時的に保険税の納付ができなくなってしまった場合は、減免取扱要綱に従い、減免制度が適用されます。なお、審査の結果、一定以上の財産があると認められる場合や、単に生活に困窮しているというだけでは減免対象とはなりません。

申 請 書 類 等	減免申請書・財産目録・収支申告書（国保年金課窓口でお受け取りください）
財産のわかる書類 (財産目録に添付)	生計を同一としている世帯員全員の口座番号・名義人等及び直近 3 か月分の預貯金通帳の残高がわかる部分の写し、積立金等の証書の写し（社内積立・事業保証金など）、生命保険等の証書の写し（生命保険・損害保険・火災保険など）など
収入のわかる書類 (世帯全員分)	直近 3 か月分の給与明細書、年金振込通知書、自営業の方は売上等と必要経費明細書、源泉徴収票や確定申告書の写しなど
そ の 他	領収書（医療費、家賃など）、罹災証明書、在監証明書など

※減免内容によっては、上記以外の書類の提出を求める場合もあります。

7. 社会保険など他の保険に加入したときの手続きについて

■社会保険など他の医療保険に加入した際は、14 日以内に**国民健康保険を脱退する手続きが必要**になります。下記のものをお持ちいただき、町役場国保年金課（町役場 1 階）にて手続きを行ってください。

国民健康保険 喪失手続きに 必要なもの	☐ 新しい保険証（保険を切り替えた方全員分） ☐ 今まで使用していた国民健康保険の保険証（保険を切り替えた方全員分） ☐ 手続きに来庁される方の本人確認ができる書類 ☐ 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類 ※別世帯の方が手続きをされる場合は、委任状と印鑑が必要になります。
---------------------------	---

■各種お手続き時には本人確認を行いますので、下記を参考に本人確認書類(AまたはB)をお持ちください。

本人確認書類 A（1 つのみで可能）	本人確認書類 B（2 つ以上必要）
* 法令の規定により交付された氏名、生年月日または住所及び本人の顔写真のあるもの (例) マイナンバーカード、運転免許証など	* 氏名、生年月日または住所の 2 点以上の記載があるもの (例) 保険証、基礎年金番号通知書(年金手帳)など

お問い合わせ先

愛川町役場 電話 046-285-2111 (代表)

■国民健康保険の資格(加入・脱退)、給付(高額療養費など)、保健事業について
担当：国保年金課 国保年金班（内線）3377、3378、3379

■国民健康保険税の課税、納付について
担当：国保年金課 収納班（内線）3381、3382

令和 6 年度 愛川町国民健康保険税のあらまし

日本は国民皆保険の制度が成り立っており、病院等を受診した際に安心して治療が受けられるように何らかの公的保険に加入しなければなりません。国民健康保険は、会社の健康保険等に参加していない方に対して必要な保険給付を行い生活の安定を図ることを目的に、加入者が保険税を出し合って医療費などの負担を支える、助け合いの制度です。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

愛川町役場からのお知らせ

- 国民健康保険税の課税や国民健康保険の給付は、前年の所得を使います。正しく課税及び給付を行うためには、所得税や住民税申告が不要な方も前年の所得を申告する必要がありますので、前年の所得を申告していない方は申告をお願いします。
- 会社の保険など他の保険に加入したときは、ご自身で国民健康保険を脱退する手続きが必要になります。（国民健康保険税は、国民健康保険の加入資格をもとに課税するため、手続きを忘れてしまうと国民健康保険税が課税され続けてしまいます。）
→4 ページ「7. 社会保険など他の保険に加入したときの手続きについて」を参照



1. 国民健康保険税の納税義務者について

- 国民健康保険の課税は世帯単位であり、**世帯主が納税義務者**となります。
- 世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、同一世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります（これを擬制世帯主といいます）。ただし、国民健康保険税は、国民健康保険加入者分のみ（擬制世帯主は除く）の計算になります。

2. 愛川町国民健康保険税の計算方法について

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 40～64 歳の加入者がいる場合
所得割額 加入者の所得に応じて計算	加入者各々の 前年中の 総所得金額等－基礎控除額 上記の金額に × 6. 5 4 %	加入者各々の 前年中の 総所得金額等－基礎控除額 上記の金額に × 2. 6 2 %	40～64 歳の加入者 各々の前年中の 総所得金額等－基礎控除額 上記の金額に × 2. 1 0 %
均等割額 加入者の人数に応じて計算	加入者の人数 × 2 2, 0 0 0 円	加入者の人数 × 8, 6 0 0 円	40～64 歳の加入者の人数 × 8, 8 0 0 円
平等割額 一世帯ごとに計算	一世帯 2 1, 6 0 0 円	一世帯 8, 4 0 0 円	一世帯 6, 9 0 0 円

国民健康保険税 = 医療給付費分の合計 + 後期高齢者支援金分の合計 + 介護納付金分の合計

課税限度額	6 5 0, 0 0 0 円	2 4 0, 0 0 0 円	1 7 0, 0 0 0 円
-------	----------------	----------------	----------------

- 基礎控除額は 43 万円です。ただし、合計所得金額が 2,400 万円を超える方は基礎控除額が異なります。
- 年度の途中で加入や脱退した場合は月割で課税されます（月末時点で加入していた場合は、当月分が課税され、月末時点で脱退している場合は、当月分は課税されません）。
- 年度の途中で 40 歳になられた場合、40 歳になった後に介護納付金分が課税されるため、40 歳の誕生日を迎えた後に税額が増額します（誕生日を迎えた後に増額の通知を送ります）。
- 転入による加入の場合は、正確な所得が判明した後に保険税額が変更になる場合があります。

3. 国民健康保険税の納付方法と納期について

- 国民健康保険税の納付方法には大きく分けて**普通徴収**（納付書または口座振替による納付）と**特別徴収**（年金からの天引きによる納付）の2つがあります。
- 普通徴収の納期は年 10 期です。4 月～翌年 3 月までの 12 か月分を、6 月から翌年 3 月までの 10 回に分けて納付していただきます（**1 期分＝1 か月分ではありません**）。

※年度の途中で国民健康保険に加入したり脱退したりした場合は、この限りではありません。
※国民健康保険税は納期限内に納付をしてください。納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その税額に令和 6 年 12 月までは年 8.7%(最初の 1 か月は年 2.4%)の延滞金が加算されます。
※特別な事情により納期限内に納付が難しい場合は、納期限までに国保年金課までご相談ください。



4. 普通徴収による納付について

ア. 納付書による納付

- 下記の場所・方法で納付することができます。

愛川町役場 コンビニエンスストア 金融機関	* 納付可能なコンビニエンスストアや金融機関については納付書裏面をご覧ください。なお、地方税統一 Q R コード（以下、eL-QR）が印字されている場合は、全国の eL-QR 対応の金融機関で納付できます。
スマートフォン決済アプリ	* PayPay、LINE Pay、PayB、ゆうちょ Pay、はま Pay、支払秘書、d 払い、au PAY を利用して納付することができます。なお、eL-QR が印字されている場合は、楽天ペイなどから納付することが可能です。
地方税お支払いサイト ※右の QR コードから アクセスできます	* 地方税お支払いサイトにアクセスし、eL-QR を読み取るか eL 番号を入力することで、クレジットカードやインターネットバンキングなどによる納付が可能です。 

- 金融機関等で納付された税金については、町役場ですぐに納付の確認をすることができないため、早急に納税証明書や納付済み額のお知らせが必要な方は、町役場国保年金課窓口で納付してください。
- バーコードが印字されていない場合は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで納付できません。また、スマートフォン決済アプリなどを利用する際のデータ通信料は利用者負担となります。
- ※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

イ. 口座振替による納付

- 町公金取扱金融機関の口座をお持ちの方は、口座振替により納付することができます。

申し込みに必要なもの	☐ 預貯金通帳 ☐ 金融機関お届け印 ☐ 口座振替依頼書（町内の金融機関には備え置きしてあります） ※町外の金融機関で申し込みをされる場合は、口座振替依頼書を郵送しますのでご連絡ください。
口座振替の開始時期	毎月 10 日までの申し込みで翌月末納期限の分から振り替え が可能です。 例：6 月 11 日～7 月 10 日に申し込みをした場合、8 月 31 日納期限の分から振替可能
取り扱い金融機関	県央愛川農業協同組合 相愛信用組合 横浜銀行 スルガ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 三菱 U F J 銀行 きらぼし銀行 中央労働金庫 西武信用金庫 ゆうちょ銀行（郵便局）



※申し込み手続きは各金融機関で行ってください（町役場では手続きできません）。

世帯主以外の口座を登録する場合はご注意ください
■一度登録した口座は、国民健康保険を脱退した場合でも、口座振替登録が自動的に解除されることはありません。数年後に、登録した口座名義人とは別の方が国民健康保険に加入された場合であっても、以前に加入していたときと世帯主（納税義務者）が変わっていなければ、登録のある口座から引き落としが再開されることになります。このようなことを防ぐためにも、国民健康保険を脱退する場合は、あわせて口座振替登録の解除を行うことをお勧めします。

5. 特別徴収(年金からの天引き)について

- 65 歳以上の世帯主（擬制世帯主を除く）で、次の①～④のすべてにあてはまる場合は、原則として特別徴収（年金からの天引き）により国民健康保険税を納付します。ただし、**75 歳になる年度については、年金からの天引きにはなりません**ので、納付書または口座振替による納付になります。

特別徴収の対象者	①世帯主が国民健康保険に加入している方（擬制世帯主でないこと） ②世帯内の国民健康保険加入者全員が 65 歳～74 歳の世帯 ③年金天引きの対象となる年金 ^(※) を年間 18 万円以上受給しており、愛川町の介護保険料が年金天引きの対象となっている方 ④同一の月に天引きされる国民健康保険税と介護保険料の合計額が、当該月に支払われる年金額 ^(※) の 2 分の 1 を超えない方
----------	--



※複数の年金を受給している方は、政令などで定める最も優先順位の高い年金給付額で判断をします。
※特別徴収の対象となっている方については、申請により口座振替による納付に変更することができます。口座振替による納付に変更したい場合は、町公金取扱金融機関で口座振替の申し込みをしてから町役場で口座振替による納付へ変更することの申請が必要となります。なお、変更手続きには数か月かかるため、手続きが完了するまでは年金から天引きされる場合があります。（特別徴収から納付書払いに切り替えることはできません。）

6. 軽減制度・減免制度について

ア. 低所得世帯への軽減

- 世帯主（擬制世帯主の場合も含む）とその世帯の国民健康保険加入者の前年中の総所得金額等の合計額が下記の基準以下の場合は、**均等割額**と**平等割額**が軽減されます。
- この軽減制度は世帯主と世帯内の国民健康保険加入者全員が前年中の所得を申告している必要があります。所得税や住民税の申告が必要でない方についても軽減措置を受けるためには申告が必要になります。

軽減割合	軽減の対象となる所得基準額
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{※1} - 1) 以下の世帯
5 割軽減	43 万円 + 29.5 万円 × 被保険者数 ^{※2} + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{※1} - 1) 以下の世帯
2 割軽減	43 万円 + 54.5 万円 × 被保険者数 ^{※2} + 10 万円 × (給与所得者等の数 ^{※1} - 1) 以下の世帯

※1：給与所得者等とは、世帯主（擬制世帯主を含む）と被保険者^{※2}のうち、一定の給与所得者（専従者給与を除く給与収入が 55 万円を超える方）と公的年金等に係る所得を有する者（65 歳未満：公的年金等の収入が 60 万円を超える方／65 歳以上：公的年金等の収入が 125 万円(特別控除を含む)を超える方）を指します。
※2：被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含みます。

イ. 子どもの均等割額の軽減・減免

- 子どもの均等割額については、下記のとおり軽減・減免されます。

未 就 学 児	申請不要	均等割額 が一律 5 割軽減 （均等割額が半額になります）
小学 1 ～ 2 年生	要 申 請	申請により引き続き均等割額の 5 割軽減相当額 を減免 ※昨年度、申請書を提出された減免対象被保険者は再申請不要

ウ. 出産被保険者に係る産前産後期間相当分の免除

- 妊娠 85 日以上 の 分娩（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合を含む）をした被保険者の産前産後期間相当分の**所得割額**と**均等割額**が届出により**免除**となります。

軽減内容	単胎妊娠	出産予定月(または出産日)の前月から 4 か月間の 所得割額 と 均等割額 の 免除
	多胎妊娠	出産予定月(または出産日)の 3 か月前から 6 か月間の 所得割額 と 均等割額 の 免除
届出に必要なもの		母子健康手帳（届出は出産予定日の 6 か月前からでき、出産後の届出も可能です）

※免除減額分は、免除申請を受付した翌月以降の期別保険税から平準化して減額するため、産前産後期間と減額した期別保険税の納期限は一致しません。